平成２６年（フ）第４３８号
大阪府河内長野市三日市町1022番地の６
破産者　森脇　榮子
１　破産債権の届出期間　平成26年11月13日まで
２　一般調査期日　平成26年12月11日午前11時30分
平成26年９月26日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５４６号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目18番６号　新屋敷方、開始決定時の住所大阪市城東区鴫野西２丁目１番２―1109号
破産者　倉本　眞琴
１　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
２　一般調査期日　平成26年12月15日午後３時
平成26年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２６年（フ）第３４１号
神奈川県厚木市山際988番地３
破産者　山本　正治
破産管財人　中川裕貴子が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　石田　逸人
平成26年９月25日
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７２号
北九州市戸畑区千防１丁目１番20―904号
破産者　坂本　文雄
破産管財人　山喜多浩朗が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
平成26年９月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第３１号
山口県岩国市周東町上久原2447番地21
破産者　西原　英明
異議申述期間　平成26年11月10日まで
平成26年９月29日　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２５７５号
大阪市北区曽根崎新地１丁目７番15号
破産者　株式会社ぼんてん
異議申述期間　平成26年11月14日まで
平成26年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０３０号
東京都港区西新橋１丁目23番３号　Ｓ．Ａ．グレイス６階
清算株式会社　サンマリンテック株式会社
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０５３号
東京都千代田区麹町３丁目４番地
清算株式会社　株式会社エヌエスシー
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１００２号
福岡市西区下山門２丁目１番８号
清算株式会社　株式会社ハウゼック
１　決定年月日　平成26年９月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
岩手県奥州市水沢区字水山187番地
再生債務者　株式会社高橋フーズ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年９月24日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再）第９号
名古屋市緑区鳴海町字石堀山13番地　タウン石堀山９棟207号
再生債務者　森　　榮三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年９月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２２年（再）第４号
兵庫県姫路市四郷町山脇283番地
再生債務者　株式会社水源
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年９月24日　神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第９０号
埼玉県川口市本町１丁目11番12―106号グランシエロ川口本町
再生債務者　岸野　幸子
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２９号
埼玉県三郷市早稲田６丁目11番地20
再生債務者　松尾　茂毅
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第３０号
埼玉県越谷市大字大泊1001番地14
再生債務者　池田　雅子
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第１８号
千葉県旭市琴田2243番地４
再生債務者　永吉　充明
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（再イ）第１３９号
愛知県東海市高横須賀町烏帽子14番地の１
再生債務者　伊藤　竜児
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月24日から平成26年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１４７号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字西高岨39番地の67
再生債務者　武市　義典
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月24日から平成26年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１２１号
札幌市清田区平岡３条６丁目13番17号
再生債務者　駒澤　忠好
１　決定年月日時　平成26年９月29日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月20日まで
４　一般異議申述期間　平成26年11月４日から平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第７号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷栃尾333番地４
再生債務者　名畑　千津
１　決定年月日時　平成26年９月29日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月20日まで
４　一般異議申述期間　平成26年11月４日から平成26年11月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部再生係